

山梨県公報

第三百三十号

令和四年

十一月十日

木曜日

目次

告示

○土地改良区の定款の一部変更の認可……………五九三

○道路の区域変更(二件)……………五九三

公告

○県民栄誉賞……………五九三

○公共測量の終了……………五九四

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………五九四

○開発行為に関する工事の完了について……………五九四

告示

山梨県告示第二百五十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和四年十月三十一日本途堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和四年十一月十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県告示第二百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年十二月一日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十一月十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 甲府昇仙峡線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
甲府市上帯那町字奥仙丈三〇六七番一地从先	旧	三・四	二九八・九
から		三三・三	
甲府市上帯那町字奥仙丈三〇六七番一地从先	新	三・五	二九八・九
まで		一七一・〇	

山梨県告示第二百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和四年十二月一日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十一月十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 富士川身延線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南巨摩郡南部町井出字上り谷戸一五一五番	旧	五・三	七八四・七
一地从先		四五・六	
南巨摩郡南部町井出字寺平一六九四番一地从先	新	一一・三	七八四・七
まで		四五・六	

公告

県民栄誉賞

山梨県民栄誉表彰規則（昭和六十三年山梨県規則第四号）に基づき県民栄誉賞受賞者は、次のとおりである。

令和四年十一月十日

名称 ヴァンフォーレ甲府
山梨県知事 長 崎 幸太郎

業績 天皇杯JFA第百二回全日本サッカー選手権大会において、優勝という輝かしい成績を収めた。

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により峡東建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十一月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（道路管理）
- 二 測量の地域 峡東建設事務所の所管区域全域
- 三 測量の期間 令和四年四月二十一日から令和四年九月三十日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和四年十一月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市境川町石橋字梅坪千五百五十二番三、字溜井千五百八十三番及び千五百八十七番並びに字若目千六百八十番一、千六百八十番三、千六百八十五番四、千六百八十五番五、千六百八十七番四、千七百九番三、千七百十二番三及び千七百十三番三の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都大田区下丸子二丁目三十番二十一号株式会社 葵精螺製作所 代表取締役 関 信也

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和四年十一月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町小立字大久根三千五百十二番二から三千五百十二番十五までの区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 公園 広場	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡富士河口湖町河口二千八百一番地の五 有限会社オールドホームズ 代表取締役 古屋 茂

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年十一月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡山中湖村山中字栗木林千三百八十五番四十三の一部及び千三百九十五番三の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都新宿区西新宿六丁目五番一号 株式会社 ビジョン 代表取締役 佐野健一